

土佐国黒岩の国人級戦国期城下町の歴史地理学的復原

—長宗我部地検帳と明治期の土地台帳に基づいて—

片岡 健

- I. はじめに
- II. 比定の研究手法
 - (1) ホノギと小字
 - (2) 地割
 - (3) 『長宗我部地検帳』と土地台帳の記載面積
 - (4) 給人屋敷地比定の手順
- III. 城下市町と給人屋敷地の比定
 - (1) 城下市町
 - (2) 給人屋敷地
- IV. 黒岩城下町の存在形態と名請人の性格
 - (1) 黒岩城下町の存在形態
 - (2) 城下町各地区の名請人の性格
 - (3) 黒岩城下町の特色と商農・兵農未分離
- V. おわりに

I. はじめに

戦国期城下町の歴史地理学的研究は、松本豊寿と小林健太郎によって先鞭がつけられた。松本¹⁾は『長宗我部地検帳』を使用して戦国期城下町を初期城下町²⁾と規定した。そして、城下市町と給人屋敷地は、ある程度の距離をもって互いにへだてられているとした。また、小林³⁾は土佐国吾川郡弘岡市を始めとして天正期の城下市町の現地比定を行った。これにより一軒単位での間口の広狭の議論が可能になるなど、城下市町を大縮尺の地図上に比定した。

これらの研究は、文献史学を始めとする隣接分野にも影響を与えた。小島⁴⁾は岐阜、清洲、石寺、一乗谷といった畿内周辺の戦国期城下町の存在形態を復原し、戦国期城下町には、大名の居館を中心として家臣団、直属商工業者の屋敷からなる地区と市場とが分かれて存在する二元的な構造が認められるとした⁵⁾。また、千田⁶⁾は明治期の地籍図の地筆界や地名から小牧の城下町構造を明らかにした。両者は、戦国期城下町¹¹⁾を継承する近世城下町が、戦国期城下町の各地区が凝集し、空間構造が一元化されるとする。さらに、市村⁷⁾は小山、結城、下妻などの関東地方を対象とする事例研究を基に、戦国期の城下概念図を提示している。このように、戦国期の城下町構造や城下市町の比定に関する研究が蓄積されてきた。また、小和田哲男は後北条氏の支城領の検討から、鉢形城などの支城がそれぞれ小さな大名領国を形成しその中核となっていたことを指摘した⁸⁾。さらに、学際的な視角により、越後国府中と春日山、美濃国福光と稲葉山、能登国七尾と加賀国金沢など、守護所から戦国期城下町への変遷過程が検討された⁹⁾。戦国期城下町の復原手法に関しても、明治期の地籍図に基づく復原のさらなる精緻化が求められている¹⁰⁾。

しかし、従来の戦国期城下町研究は、主に戦国大名の本城の城下町が分析対象とされ、国人領主の城下町を検討した事例が少ない。

キーワード：戦国期城下町、長宗我部地検帳、土地台帳、土佐国

しかし個々の戦国期城下町が、それを支配する領主の範囲を経済活動の基盤にしていた¹²⁾とすれば、戦国大名と国人領主では支配の範囲に差があるため、両者の城下町は存在形態に差異がある可能性も考えられる。

とくに近年では、規模が大きく給人屋敷地のまとまる戦国城下町に関心が集まっている。地籍図の筆界は形成された年代が必ずしも同一ではないため、精緻な景観復原に基づく給人屋敷地の分析が不足しており、小規模な城下町の事例研究の蓄積に乏しい。しかし、地籍図による精緻な景観復原を行えば、給人屋敷地が散在するタイプの城下町の分析も可能となる。その際に検地帳と明治期の地籍図・土地台帳を併用することにより地籍図分析の可能性が広がる。本稿では、検地帳と明治期の地籍図・土地台帳を併用して、これまで事例研究の蓄積に乏しかった小規模な城下町を精緻に景観復原することを目的とする。

天正15(1587)年から同18年頃に作成された『長宗我部地検帳』は土佐国を網羅する形で残存しており景観復原の良質の史料である。城下市町を対象とした土佐国内の既存研究で最も山間部にあり、土地改変の影響の少ないと考えられる事例が黒岩城下町¹³⁾である。黒岩城下町は土佐国高岡郡と吾川郡の両郡の北部を領有した国人領主片岡氏の城下町である(図1)。片岡氏はかつて吾川郡片岡に本拠があり、戦国盛期の南進策により黒岩に進出した¹⁴⁾。黒岩城下町は、幕藩体制下において農村に帰したので在町として町場が継承されなかったこと、および河川の浸食を受けない河岸段丘上に立地するという地形条件、この2点から地割の残存性が高く、その復原が可能である。

小林¹⁵⁾は、小地名であるホノギの記載順と明治期の地籍図上の道の検討を踏まえて、地図上でタテ、ヨコの長さを測定して面積を算出するという手法から、黒岩城下町の城下

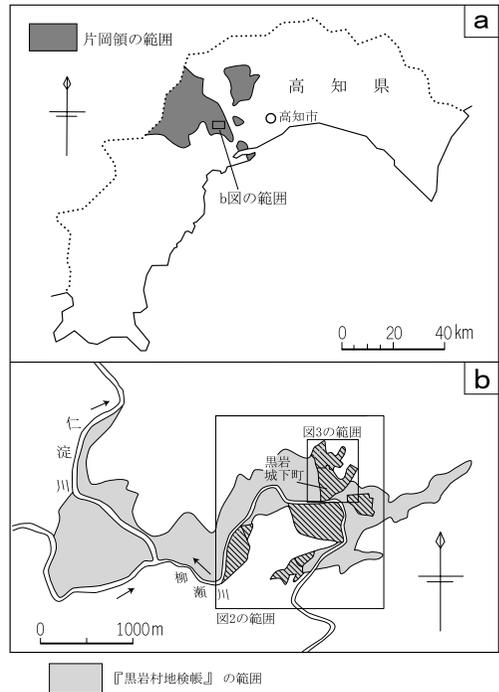


図1 『黒岩村地検帳』の範囲と図2に示す各範囲

市町を復原した。これにより、従前の城下市町のモデル図を提示する段階から、大縮尺図上に比定する段階へと復原研究を進展させた。しかし、地図上で距離を測定し、それを基に面積を算出しており、面積の算出が若干おおまかな可能性がある。本稿では明治期の土地台帳を使用してより面積に着目した詳細な検討を行うとともに、小林が未検討である給人屋敷地も検討する。

本稿では、II章に述べる研究手法により、III章で城下市町と給人屋敷地を比定する。そして、IV章で地図上に復原された黒岩城下町と、城下市町名請人と給人の性格から、黒岩城下町の特徴を考察する。

II. 比定の研究手法

本章では、給人屋敷地の比定を個々の屋敷地ごとに行う。その際、給人屋敷地の形態は方形でない場合が多く、また面積が狭小のた

め、地図上での面積測定が困難である。このため、比定においては、『長宗我部地検帳』に記載される空間データとしての記載面積に加えて、明治22(1889)年頃作成の土地台帳¹⁶⁾(以下、土地台帳)の記載面積および明治期の地籍図¹⁷⁾(以下、地籍図)を利用する¹⁸⁾。本章(3)節に後述するように『長宗我部地検帳』の測量精度は高いと考えられる。本稿の手法により、給人屋敷地を比定できるだけでなく、城下市町の精緻な範囲も比定し得ると考える。給人屋敷地を復原する際に依拠する立場を以下に述べる。

(1) ホノギと小字

『長宗我部地検帳』の記載単位は小村^{こむら}およびホノギである。その小村およびホノギと、明治期以降の大字および小字の関係をみたい。小村は現在の大字にほぼ相当する範囲である。そして、その下のレベルとしてホノギがある。ホノギは一般的に小字よりも小さく、ホノギ2～3個程度が小字1個分の範囲に相当する。また、小字名にはこれらのホノギ名のうちのいずれかが継承された例が多い。このため、『長宗我部地検帳』には、小字名として現存するホノギ名がある一方で、小字名として現存しないホノギ名も存在する。したがってホノギ名を継承する小字名は、その名称が消滅したホノギの範囲も含んでいる。『長宗我部地検帳』では例えば、ホノギ「ケサ丸」「ヒカシテン」「ソ子タ」の順序で記載されている。そのため、復原にあたっては、小字名として現存するホノギ(「ケサ丸」「ソ子タ」とその前後の検地記載順およびホノギ、小字面積から、名称が消滅した隣接するホノギ(「ヒカシテン」)の位置を推定する作業を行った。また、ホノギは小字よりも狭い範囲を示すので、ホノギの位置を推定できれば小字よりも範囲が限定され、地番との重ね合わせも容易となる。

(2) 地割

復原の基本となる地割の継続性を戦国期城下町の3例から示したい。近年の発掘成果によれば、甲府城下町¹⁹⁾では、「8号・9号溝はN21°Eの軸線をと、近世甲府城下町の街路軸線とほぼ一致する」とされる。また七尾城下町²⁰⁾では、FS-ホT1において「現道路に沿った道路側溝を検出していることから、現在の地割の大部分は、往時の地割をとどめているものとみられる」とされる。このように、中世末の地割が近世以降の地割へと継承されていることが指摘されている。さらに、一乗谷朝倉氏遺跡では、発掘された25の道のうち11が小字界と一致する²¹⁾。一乗谷における小林の地籍図などを基にした給人屋敷地の復原は発掘成果と整合する²²⁾。

次に、台地面および段丘上の地割の例を示す。条里地割の認められる大宮台地²³⁾と、段丘中位面に立地し14世紀後半から15世紀に比定される福島県石川町古宿遺跡²⁴⁾で地割の継続性が指摘されている。さらに、福井県女神川右岸段丘上に立地し、16世紀後半まで機能したと推定される白山平泉寺周辺の小径²⁵⁾は、その位置、形状が地籍図と一致する。

本稿の黒岩城下町は、機能した時期が16世紀後半であるとともに段丘上に立地し、さらに、近世には黒岩から5km南の在町佐川に町場がうつり、その機能を失ったこと²⁶⁾から、当時の地割が継承されている可能性が高い。

黒岩城下町の給人屋敷地は、傾斜地に立地しており、かつ1反以上の屋敷地面積のものが過半数を占めるように、一区画の屋敷地の面積が大きい。このため、黒岩城下町における給人屋敷地は、近世に屋敷が取り払われた後、分割されたと考えられる。すなわち、地籍図上の筆界は、給人屋敷地が田畑に転用された後、土地の高低によって所有権²⁷⁾が割り当てられたものとみなすことができる。つまり、地籍図にはかつての屋敷地等の中世末

の地割と近世に形成された地割が併存しており、一区画の屋敷地に比定できる地割がある一方で、そうでない地割もある。そのため、屋敷地の比定では屋敷地面積とほぼ一致する地割を検出する必要がある。以下『長宗我部地検帳』の記載面積を次節で述べる。

(3) 『長宗我部地検帳』と土地台帳の記載面積

上記のように、地籍図には中世末と近世という形成時期の異なる地割が存在するため、地割のみに依拠するのでは屋敷地を比定できない。このため、『長宗我部地検帳』と土地台帳の記載面積を以下に検討する。なお、『長宗我部地検帳』の精度に関して、記載地

目の正しさについては、考古学的に確認された事例が多く報告されている²⁸⁾。土地台帳作成時の測量精度に対して長宗我部時代の相対的な測量精度を検討するには、開発が進んでいたと推定される谷底平野で比較を行う。これは、『長宗我部地検帳』と土地台帳が作成された2つの期間間で耕地面積の増減がほとんどなく、耕地面積のみでの比較が可能であるためである。

まず、『長宗我部地検帳』のうちの一つで黒岩城下町が記載される『黒岩村地検帳』²⁹⁾（以下、『黒岩地検帳』と略す）と土地台帳の面積を図2に示す各範囲で比較した。各筆の面積を集計した表1によれば、『黒岩地検帳』



図2 面積検証地の位置と範囲

資料：1975年国土地理院撮影空中写真（C11A-20）

注）およそ上方が北。

表1 『長宗我部地検帳』と土地台帳の記載面積の比較

範囲	a		b	b/a
	地検帳	m ²	土地台帳 (m ²)	
黒岩村南東部	4町5反16代3歩	49,555	51,058	1.03
原村	15町7反19代2歩	172,051	195,257	1.13
太多川村	6町26代5歩	66,178	87,649	1.32
	合計	287,784	333,963	1.16

史料：『黒岩地検帳』、土地台帳

注)『長宗我部地検帳』の1間は6尺3寸。

表2 小字単位での『長宗我部地検帳』と土地台帳の記載面積の比較

地形区分	ホノギ名	a		小字名	b	b/a
		地検帳	m ²		土地台帳 (m ²)	
谷底平野	馬岡やしき	3反34代1歩	4,027	馬岡邸・東馬岡	4,045	1.00
	ムクノ木タ・スナタ・ヒノクチ	1町8反21代3歩	20,146	棕木砂田・樋ノ口	20,571	1.02

史料：『黒岩地検帳』、土地台帳。

の方がいずれも面積が小さくなっている。谷底平野は土地台帳／地検帳の面積比率 (b/a) が小さい。特に黒岩村南東部の比は1.03であり、両者の面積がきわめて近い。

次に、小字単位で検討した表2によれば、谷底平野に位置する、ホノギ「馬岡やしき」の比が1.00であり、ホノギ「ムクノ木タ」「スナタ」「ヒノクチ」の比が1.02である。このように、黒岩村南東部に加えて小字単位でも、谷底平野では両者の面積がきわめて近い。

このように、谷底平野は、『長宗我部地検帳』と土地台帳の面積がきわめて近い範囲や小字を確認できる。『長宗我部地検帳』の記載面積は比定に際して使用できると考えられる。

(4) 給人屋敷地比定の手順

以上を踏まえて、屋敷地の比定をするために次の作業を行った³⁰⁾。

まず、屋敷地の絞り込みを行うために、土地台帳に小字名として継承されていないホノギを、検地帳での記載順および面積から、そ

の位置を比定した。『長宗我部地検帳』には各筆の右肩に直前に記載された筆との位置関係を示す「同し東」のような注記があるので、この注記を利用して位置関係を求めた。

次に、検地帳に記載されているホノギ名とその位置を把握するため、地元住民に聞き取り調査を実施した³¹⁾。併せて、現地で微地形を確認した。

さらに、屋敷地界を踏襲する蓋然性の高い区画線を把握するために、地籍図から、連続性のある地割で囲まれた、屋敷地が想定される特異な地割、および段丘崖などの地形の不連続性を確認した。また、小字界はホノギ界のかなりの部分を継承していると推定される。当地の小字界の大部分は小径と水路を基にしている。このため、小径と水路に注目した。

このように、推定される小字内の位置を絞り込んでおくとともに、屋敷地界として蓋然性の高い区画線を把握しておく。そしてこの区画線周辺における、地籍図上の地筆の面積を合計して、屋敷地面積と近似する隣接した地筆の集合を検出した。

Ⅲ. 城下市町と給人屋敷地の比定

(1) 城下市町

本稿ではⅡ章で示した土地台帳を利用して比定を試みる。後述のように、城下市町は図3下部の太い実線で囲んだ範囲に比定されるところを考えている。この範囲に該当する『黒岩地検帳』の記載内容を模式的に図4に示す。小林同様、この城下市町を東ノ丁北部地区、東ノ丁南部地区、西ノ丁北部地区、西ノ丁南部地区に分けた。土地台帳の地番の位置と地形分類を図3に、面積の検討を表3に示す。4地区それぞれの比定を記載するのは紙幅を要するので、比定地に河川を含む西ノ丁南部地区、および『黒岩地検帳』と土地台帳の面積の差が最も大きい東ノ丁南部地区をとりあげる(表3)³²⁾。

図4の「大道ウラ」³³⁾と『黒岩地検帳』に注記された屋敷地は西ノ丁南部地区の北端である。図3の①(地番460)の北側にはもと「大道」と推定される小径が存在する。「大道ウラ」の屋敷地は18代(394m²)であり、①の地籍図面積4畝1歩(400m²)にほぼ一致する。

寺野川は西ノ丁南部地区西縁の②より上流では段丘崖に沿う。②より下流右岸側には北北東方向に細長い地割を有する地番436の筆が見られる。これらから下流の③(北端部を除く地番437、438)周辺でも、かつて段丘低位面の西縁に沿って寺野川が流れていた可能

性がある。この想定³⁴⁾に従うと、同標高の③と④は、南北街路に面する連続した地となる。

城下市町南端に関して、『黒岩地検帳』の注記と地籍図の小字の形態が対応することをみたい。『黒岩地検帳』には、「新町西ノ丁南ノハシ川ウチ市ヤシキ付」(傍点は筆者)とある一方で「同し南東丁南ノハシ」とある。このことから、西ノ丁は東ノ丁よりも城下市町南側の柳瀬川に近接していたと考えられる。図3に見られるように、西ノ丁南端に比定される⑤(地番439)は、寺野川と柳瀬川の合流点が地番の付されていない地であり、⑤の東隣が小字「林ノ下」なので、地番の付された筆としては小字「下岡」の南に突き出た部分である。小字「下岡」において南北街路が比定される畦畔の西側は東側より柳瀬川に近接しており、『黒岩地検帳』の記載と一致する。

上記から、①以南⑤以北の「大道」と南北街路で囲まれた寺野川左岸(土地台帳2反7畝5歩、2,694m²)と、③の寺野川と城下市町境界で囲まれた寺野川右岸(5畝24歩、575m²)の合計3反2畝29歩(3,269m²)、さらに現在の寺野川域(1畝15歩、150m²)を併せると、3反4畝14歩(3,419m²)となり、『黒岩地検帳』の合計面積3反7代2歩(3,440m²)にほぼ一致することになる。それゆえ、以上を西ノ丁南部地区の屋敷地範囲とする。

東ノ丁南部地区では面積比率(表3のb/a)

表3 城下市町各地区の比定

地区名	a		b		b/a	地区の区画線
	地検帳	m ²	土地台帳	(m ²)		
東ノ丁北部地区	3反19代1歩	3,698	3,411	0.92	段丘崖, 小字界	
東ノ丁南部地区	2反25代1歩	2,735	2,443	0.89	図3のA-Bの水路, 段丘崖	
西ノ丁北部地区	3反49代4歩	4,367	4,736	1.08	寺野川, 小字界, 図3のC-D-Eの水路	
西ノ丁南部地区	3反7代2歩	3,440	3,419	0.99	寺野川, 小字界, 北北東-南南西方向の地割	

史料：『黒岩地検帳』, 土地台帳, 地籍図。

注) 西ノ丁北部地区の数値は「新町横ヤシキ」を除く。「新町横ヤシキ」は、想定される位置から地番461と地番465に比定される。

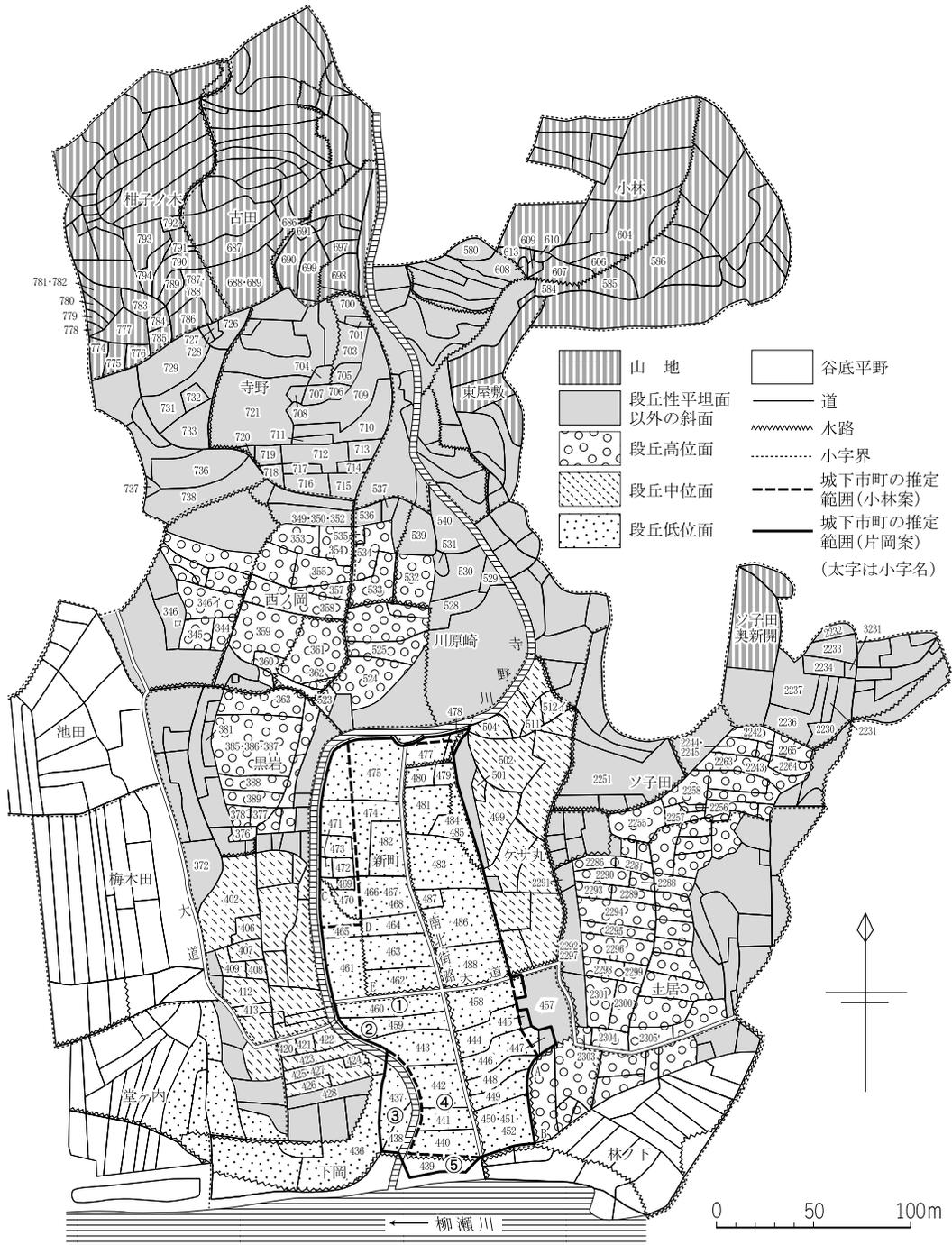


図3 城下市町の推定範囲と屋敷比定地の地番

- 注1) 国土地基本図(1977)に明治期地籍図の地筆界と地番を写して作成。
 注2) 数字は地番を示す。下線付きの地番は本文で説明する屋敷比定地以外の地番。「大道」は『黒岩地検帳』の記載による。「南北街路」は同史料からの推定。
 注3) 地形分類は1/10,000空中写真(1975, C11A-19, 20, 21, C12B-7, 8)および現地調査による。筆毎の地形分類においては中間的な筆もあるが、いずれかに判定した。小字「寺野」は丘陵地域であるが階段状の平坦面も含む。

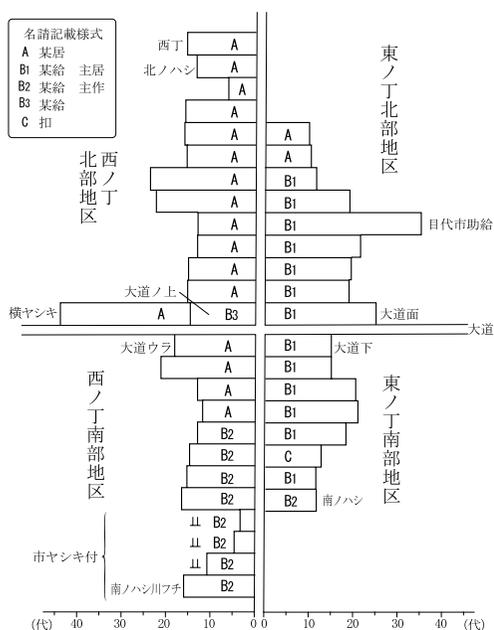


図4 城下市町の屋敷地配列と屋敷地面積

史料：『黒岩地検帳』

注1) 小林健太郎「戦国末期土佐国における地方的中心集落—高岡郡黒岩新町の事例研究—」, 歴史地理学会紀要19, 1977, 33~65頁の図1を簡略化。但し横ヤシキの面積表示は修正した。

注2) 水田の記号は検地時に水田化していた屋敷地。

は0.89で東ノ丁北部地区の0.92より若干小さいが、当比定地に東接する地番457は筆内部が南北方向の段差により分割された西ほど標高の低い3つの水田で構成される。このため、地番447北側に位置する地番457の一部も東ノ丁南部地区の可能性がある。

部分的に複数の試案を含むが、各地区の推定位置と1.0に近い面積比率(b/a)から、図3の太線で示す範囲が城下市町になる。

(2) 給人屋敷地

給人屋敷地を比定する。給人屋敷地を表4左部に、地番と小字名の位置を図3に、屋敷比定地を表4右部および図5に示す。屋敷地Nos.8, 9, 32を事例に給人屋敷地の比定を示す。黒岩城・土居および他の給人屋敷地が遺構・地割からその境界が明瞭であるのに対し

て(図5)、屋敷地Nos.8, 9, 32は明瞭な境界を為す給人屋敷地ではないため詳細な比定作業を行う。

屋敷地Nos.8, 9のホノギ「フルタ」は小字「古田」として現存する(表4)。両屋敷地は、ホノギ名の検討によると小字「古田」より北が検地されていないため、検地の北限である。

地籍図により、土地台帳が作成された当初の小字「古田」の土地所有をみた。小字「古田」北部(2反8畝2歩)には、三本(姓3人の所有地9筆, 1反8畝9歩(北部の65.2%)を確認できる。一方、小字「古田」南部(5反4畝27歩)には、横畠姓4人の所有地12筆, 2反5畝21歩(南部の46.8%)を確認できる。

三本姓と横畠姓の系譜をみた。三本姓は国人領主片岡氏配下の給人には認められない。後の寛政11(1799)年に転村庄屋三本所助は高岡郡仁井田郷大庄屋から同郡黒岩村大庄屋として来村している³⁵⁾。このことからすると、小字「古田」北部において明治中期に確認できる三本姓の人々は、近世後期に来村した三本所助に系譜を有すると考える。

一方、横畠姓は『黒岩地検帳』に記載される屋敷地No.6と屋敷地No.15の名請にそれぞれ横畠刑部進、横畠左馬助とある。そして、近世の『郷土年譜』³⁶⁾に、横畠久助が「黒岩郷庄屋」を務めていることを確認できる。このことからすると、小字「古田」南部において明治中期に確認できる横畠姓の人々は、近世に黒岩村で帰農した片岡氏配下の給人横畠氏に系譜を有する可能性が高い。つまり、小字「古田」は三本姓と横畠姓の系譜からすると、北部と南部で土地所有者の来歴が異なっている。

このような小字「古田」にみられる土地所有およびその主体の系譜からすると、急傾斜地で棚田を形成する小字「古田」北部は近世後期以降に三本姓の人を主体にして開発され

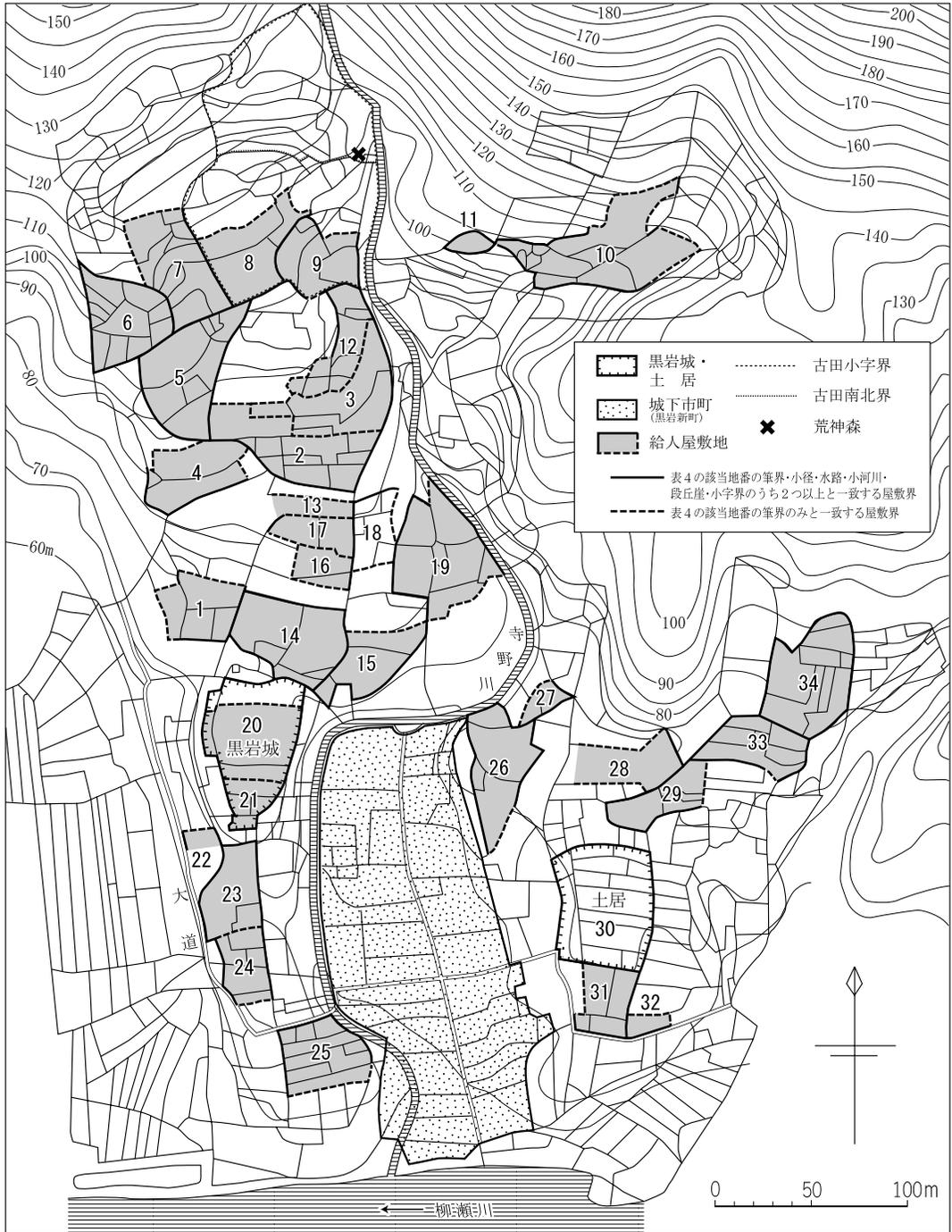


図5 天正18年時の黒岩城下町

注) 屋敷地18は観音堂。

表4 給人屋敷地の属性と屋敷比定地

屋敷地 No.	検 地 帳			土 地 台 帳			b/a	聞きとりと観察
	ホノギ名	注 記	屋敷地面積 (m ²) a	該当 小字名	該 当 地 番	該当地 番面積 (m ²) b		
1	ニシノ岡	道カケテ西ノ下共	1,356 1反12代	西ノ岡	344, 345, 346イ, 346ロ	1,395	1.03	
2	寺野		1,968 1反40代	寺野	712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721イ2, 721イ3	1,940	0.99	
3	寺野	同上	1,356 1反12代	寺野	709, 710, 711, 721イ1	1,292	0.95	
4	寺野	同シノ下道カケテ	1,248 1反7代	寺野	736, 737, 738イ1	1,239	0.99	カジヤシキ
5	神ノ木ノ前		1,290 1反9代	寺野	726, 727, 728, 729, 731, 732, 733	1,345	1.04	
6	神ノ木ノ前	同シ西	1,407 1反14代2歩	柑子ノ木	774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781/782, 783, 784, 785	1,474	1.05	
7	コウシノ木		1,618 1反24代	柑子ノ木	786, 787/788, 789, 790, 791, 792, 793, 794	1,620	1.00	
8	フルタ		1,705 1反28代	古田	686, 687, 688/689	1,748	1.03	
9	フルタ	同シヒカシ	1,334 1反11代	古田	690, 691, 697, 698, 699	1,319	0.99	カミヤマコウジン (神山荒神)
10	コハヤシ		1,837 1反34代	小林	584, 585, 586, 604, 606, 607, 608, 609, 610, 613	1,808	0.98	
11	東ヤシキ		240 11代	東屋敷	580	248	1.03	ムカイダ (小字「東屋敷」南半部)
12	寺ノ		895 40代5歩	寺野	700, 701, 703, 704, 705, 706, 707, 708	902	1.01	
13	仁井ヤ	道懸テ	583 26代4歩	西ノ岡	349/350/352の東部	-	-	ニイヤ
14	西ノ岡	道懸テ	1,749 1反30代	西ノ岡	359, 360, 361, 362, 363	1,696	0.97	ホリスキ (小字「西ノ岡」南西部)
15	本ノ尾	西ウサカリ共	1,020 46代4歩	川原崎	523, 524, 525	1,015	0.99	
16	観音堂ノ西		1,002 45代5歩	西ノ岡	355, 357	995	0.99	
17	サエン所		714 32代4歩	西ノ岡	353, 354	714	1.00	サエンジョ
18	観音堂寺中	道カケテ	656 30代	川原崎	533イ, 534, 535, 536, 537	644	0.98	コウレンジ (光蓮寺) 石塔
19	川原崎	谷川フチ	2,318 2反6代	川原崎	528, 529, 530, 531, 532, 539, 540	2,396	1.03	カワラサキヤシキ
20	黒岩	古城詰門外小タン 共二	1,468 1反17代1歩	黒岩	381, 385/386/387, 388	1,501	1.02	黒岩城
21	黒岩	同シ南	700 32代	黒岩	376, 377, 378, 389	678	0.97	黒岩城
22	黒岩	同シ南西下共	344 15代4歩	黒岩	372の北部	-	-	
23	二ノ塀		1,053 48代1歩	黒岩	402, 406	1,094	1.04	アゲクラ
24	二ノ塀	同シ南	798 36代3歩	黒岩	407, 408, 409, 412, 413	810	1.01	アゲクラ
25	下ヲカ		1,294	下岡	420, 421, 422, 423, 424, 425/427, 426, 428	1,385	1.07	

26	ケサ丸		1反9代1歩 1,042	ケサ丸	499, 501, 502, 504	962	0.92	
27	ケサ丸	同じ東	47代4歩 175	ケサ丸	511, 512イ	169	0.96	
28	ソ子タ	外カケテ	8代 1,300	ソ子タ	2251の一部	—	—	タニダ
29	ソ子タ	同じ東トイノ後	1反9代2歩 1,993	ソ子タ	2255, 2256, 2257, 2258	2,006	1.01	ヒヤクヤシキ
30	土居		1反41代1歩 2,143	土居	2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292/2297, 2293, 2294, 2295, 2296, 2298, 2299	2,188	1.02	土居
31	土居ノ南	上下かけて	1反48代 944	土居	2300, 2301, 2303, 2304	849	0.90	
32	サカリ	溝カケテ	43代1歩 295	土居	2305	297	1.01	
33	ソ子タ		13代3歩 2,846	ソ子タ	2242, 2243, 2244/2245, 2263, 2264, 2265	2,737	0.96	
34	ソ子タノヲク 新ヒラキ		2反30代1歩 2,660	ソ子田奥 新開	2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2236, 2237, 3231	2,525	0.95	ジュンサクヤシキ
			2反21代4歩					

史料：『黒岩地検帳』、土地台帳、地籍図。

注）屋敷地No.は『黒岩地検帳』の記載順による。該当地番は明治期土地台帳における地番。地番の/は複数筆の合筆地であることを示す。備考は現地の事物および旧・現通称地名。

たと考えられる。したがって、図5の網掛けで示すように、天正期には標高の低い南部に屋敷地を推定した。

さらに、小字「古田」中東部にはカミヤマコウジン（神山荒神）と呼ばれる荒神森があり（図5）、小祠と巨大な岩石がある。一般に荒神森は傾斜地にある屋敷地の裏手や周辺にあつて、屋敷地を山地崩落から守る役割を持つとされる³⁷⁾。このため、屋敷地Nos.8, 9は荒神森の南側に比定される。

屋敷地Nos.8, 9の位置関係は屋敷地No.9の「同じヒカシ」という『黒岩地検帳』の記載と一致する。屋敷地No.8は南辺と東辺を小径に西辺を水路で画される。屋敷地No.9は南辺と北辺の一部および西辺と東辺を小径で画される。両屋敷比定地の面積比率（表4のb/a）は屋敷地No.8が1.03、屋敷地No.9が0.99であり、屋敷地Nos.8, 9ともにb/aが1.0にきわめて近い。

屋敷地No.32のホノギ「サカリ」は、検地順からホノギ名が「土居ノ南」である屋敷地No.31の隣接地ないし近接地に推定される。

「サカリ」が「下がり」だとすれば、比定地は土居から若干下った地にあり矛盾しない。比定地は屋敷地No.31に近接し、地籍図の1筆に対してb/aが1.01と面積がきわめて近似するとともに、南辺を「大道」に西辺を小径で画される。

上記の例と同様に、ホノギ名と小字名の関係を基本に一定の精度でもって給人屋敷地を比定した。

IV. 黒岩城下町の存在形態と名請人の性格

(1) 黒岩城下町の存在形態

黒岩城下町のプランの核となる黒岩城の主郭は、寺野川右岸の段丘高位面の先端にある。寺野川左岸の段丘高位面には『黒岩地検帳』で機能していたことを確認できる土居があり、検地に近い時期に土居が黒岩城下町に付加されたと推定される。

図5に示す比定結果によると、城下市町は標高約60mから65mにあつて寺野川左岸の段丘低位面に立地している。城下市町の比定地は、地籍図に明瞭な短冊型の土地区画が認め

られない。これは近世以降黒岩城下町が農村に帰して城下市町がその商業的性格を喪失したので、地筆の合筆、再施工が進んで、長宗我部時代の地割の大部分が消滅したためと考えられる。一方、給人屋敷地の比定地は土地分割が進み、長宗我部検地以降に新たな筆界（境界、区画線など）が発生したが、長宗我部時代の地割も継承されており地籍図ではその筆界が確認できる。城下市町の比定地には商業的痕跡を示す地割に乏しいが、図4の模式図を踏まえると城下市町は街村的景観であり、図5のように各屋敷地が連続している。給人屋敷地は標高60m台から120mにあって、段丘中位面、高位面と丘陵および山地に立地している。給人屋敷地は主として黒岩城と土居がある2つの尾根筋に集中している。給人屋敷地はこのような地形に制約されているがゆえに一部不連続に見えるが、地形的制約をこえて連続的に分布すると考えてよいだろう。

このような城下市町と給人屋敷地の存在形態は、国人領主片岡氏が地形を単元とする城下町プランを有して、城下市町が段丘低位面を通る「大道」の経済的、交通的要素を存立基盤として段丘低位面に立地するとともに、河岸段丘を主とする地形および標高差が地域制画定に利用されたためと考えられる。また、黒岩城下町の給人屋敷地は方形の地割をしておらず、緩やかな曲線の地割で画された屋敷地が多い。これらの給人屋敷地の形態は規格性が認められない。これは給人屋敷地が傾斜のある地形条件に影響を受けたためであり、城下町プランの乏しさを要因とするものではないと考える。

黒岩城下町では、給人屋敷地のうち小字「柑子ノ木」「古田」に立地する屋敷地は、10度以上の急傾斜地に立地する。また、給人屋敷地と黒岩城の位置関係をみると、給人屋敷地の大部分は、黒岩城北側のより標高の高い地に立地している。すなわち、黒岩城南側の

「大道」が通り大手に相当する地に給人屋敷地が少なく、城北側の搦め手に相当する地に給人屋敷地が多いという、きわめて特徴的な景観になっている。

空中写真（1975年撮影）を検討すると、黒岩城西側に広がる谷底平野のうち柳瀬川沿いの水田の地筆が乱れており、かつての柳瀬川の氾濫が認められる。聞き取りによれば、柳瀬川は現在でも増水時に本流である仁淀川に排水されず、小字「池田」などの黒岩城西側の水田が水没することがあるという。さらに、柳瀬川は黒岩城詰の南東約350mにおいて、北流から西流へ流路方向を急角度に変えており、黒岩城周辺の柳瀬川右岸は攻撃斜面に相当する。

黒岩進出に際して片岡氏は、段丘崖という地形条件により防御に優れる黒岩城を居城にしたと推測される。黒岩城の大手に相当する城南側の段丘中位面は全ての給人屋敷地が立地するには狭小である（図3）。

これらのことからすると、給人屋敷地の大部分は、柳瀬川の氾濫を避けるため、および黒岩城南側の地形的制約から、黒岩城北側のより標高の高い地に立地したと考えられる。

（2）城下町各地区の名請人の性格

黒岩城下町の特徴を考察する前提として、図1aに示した国人領主片岡氏の領域に相当する16冊の『長宗我部地検帳』³⁸⁾のデータを集積し、耕地の面積規模別構成から、城下市町と給人屋敷地をそれぞれ名請する城下市町名請人と給人の性格を検討する（図6）。

城下市町名請人は耕地名請高0.0反～31.0反（3町1反）層に分布し、無高層である耕地名請高0.0反層に最大頻度をもつ。次いで、0.1反～3.0反層に12人、3.0反～31.0反（3町1反）層に4人である。15.0反～31.0反（1町5反～3町1反）層の2人を除くと、城下市町名請人は耕地名請高が高いほど頻度が小さい。

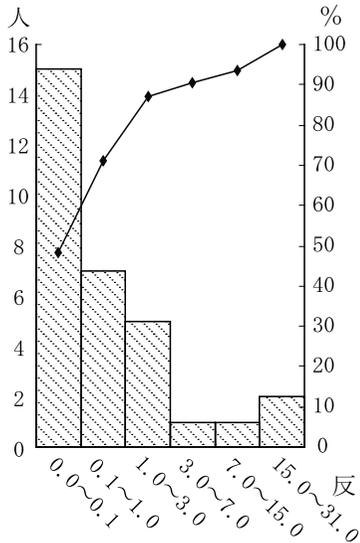


図6a 城下市町名請人の耕地構成

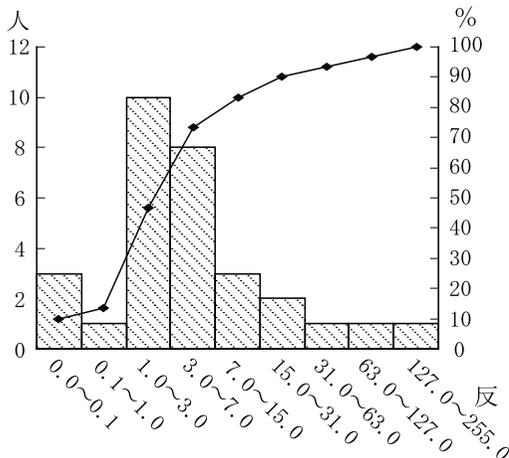


図6b 給人の耕地構成

史料：『黒岩地検帳』『庄田村地検帳』『別符山別枝名地検帳』『別符山西森名地検帳』『別符山久喜名野老山名地検帳』『分徳越知村地検帳』『佐川郷地検帳』『賀茂村地検帳』『蒲田村地検帳』『後山小川村地検帳』『片岡本村御地検帳』『片岡地検帳』『太川五名之内池川地検帳』『太川五名之内菜川地検帳』『宇佐郷地検帳』『北地村地検帳』。

注) 例：3.0~7.0=3.0以上7.0未満

給人は耕地名請高0.0反~255.0反(25町5反)層に分布し、1.0反~7.0反層が他に比較して高く60%を占める。0.0反~1.0反層に4人、7.0反~255.0反(25町5反)層に8人であ

る。給人は1.0反~7.0反層が一般的な給人の層と考えられる。給人は城下市町名請人にはみられない31.0反(3町1反)~255.0反(25町5反)層に3人いる。

このように、城下市町名請人と給人はともに耕地を名請するが、その規模には大きな差がある。特に城下市町名請人は半数が無高層で商農分離しており、もう半数が商農未分離である。耕地を名請する場合でも城下市町名請人は給人と比較して耕地面積が小さい。すなわち、城下市町名請人と給人は農業への関与に差があった。城下市町名請人は商業を³⁹⁾、給人は平時に農業を主にしており、給人の上位層は農業経営者としての性格を有していたと考えられる。

(3) 黒岩城下町の特色と商農・兵農未分離

黒岩城下町では、城下市町の各屋敷地が連続する一方で、給人屋敷地も不連続の部分をもつ連続的に存在していた。この黒岩城下町の景観の特色を発達段階の観点から考えたい。『黒岩地検帳』は太閤検地の一環として天正18(1590)年に作成されたが、黒岩城下町は城下町発達史上どのような段階として評価できるだろうか。黒岩城下町は、城郭、城下市町、給人屋敷地、寺院(図5:屋敷地18)が凝集し、単一の城下市町と給人屋敷地が寺野川と段丘崖に画されつつ近接し、空間構造の一元化が達成されている。しかし、近世城下町に見られる長方形街区が連担する計画的⁴⁰⁾な景観とは異なる。また、『長宗我部地検帳』は近世の画期をなす太閤検地の記載様式とは異なり、代の単位を使用し、畝の単位および石盛の記載がなく、耕作者のみならず給人層も記載して、前代の記載様式を多く残す。これらの記載様式は『長宗我部地検帳』の単なる記載様式上の独自性と捉えることも可能である。しかし、石盛の記載がないことは『長宗我部地検帳』作成時の天正15~18年における長宗我部氏の戦国大名的性格⁴¹⁾を

示すものである。とりわけ給人層の記載は、土佐国が天正15～18年において兵農未分離であったことを如実に示している。これらのことからすると、『黒岩地検帳』から復原された黒岩城下町は近世に移行しつつある戦国末期の景観を示していると考えてはば間違いないものと考えられる。

さらに、黒岩城下町では、城下市町名請人と給人はともに耕地を名請していた。黒岩城下町の城下市町名請人は、商農分離という完全な分化までには至っておらず、商農分離と商農未分離の者が半数ずつ存在した。一方、給人は一般に、門田や門畠などの手作地を有する農業経営者である⁴²⁾。土佐国では、『長宗我部氏掟書』六一条⁴³⁾に「為奉行人、名田、散田作仕候事、堅停止之事」とあり、『長宗我部氏掟書』の作成された慶長元(1596)年⁴⁴⁾においてなお、奉行人という長宗我部政権の中核をなす層に農業経営に携わる家臣が含まれていたことを確認できる⁴⁵⁾。また、文言中の「為奉行人」に注目するならば、奉行人以外の一般給人は農業経営を行うことが通常であったと推定される。これからすると、土佐国では天正期において、給人は農業経営を行っていたと考えられ、黒岩城下町の場合、給人の23% (7人) が1町以上の耕地を名請していた。これらのことからして、天正末期の土佐国では、農業への関与の程度に大きな差異を有しつつ、商農、兵農ともに未分離であったと考えられる。

V. おわりに

黒岩城下町では、城下市町の各屋敷地が連続する一方で、給人屋敷地も不連続の部分を有しつつ連続的に存在していた。また、城下市町名請人と給人は農業への関与に差があった。城下市町名請人は商業を、給人は平時に農業を主にしていた。

近年、明治期の地籍図の史料批判と史料解釈が検討されている⁴⁶⁾。本稿では、明治期の

地籍図と検地帳・土地台帳を併用することにより、発掘調査や検地帳以外に同時代史料のない城下市町と給人屋敷地を精緻に復原した。その結果、小規模な戦国城下町である黒岩城下町では、給人屋敷地が不連続の部分をも有しつつ連続的に存在していた。

城下市町と給人屋敷地において各屋敷地の名請高をみることによる内部構造の分析、および城下への給人屋敷地の集住度やその階層の検討、また地籍図の史料批判と史料解釈の更なる検討は今後の課題である。

(佐川町立青山文庫)

【付記】

本稿作成にあたり関西大学文学部地理学教室の高橋誠一先生、橋本征治先生、木庭元晴先生、伊東理先生、野間晴雄先生に御指導を頂いた。また調査に際し、佐川町の方々から御協力を得た。なお、本稿はその一部を人文地理学会第84回歴史地理研究部会(2001年7月7日)において、その骨子を中国四国歴史学地理学協会2006年度大会(2006年6月4日)において発表した。その際、多くの方々から御助言を頂いた。この場を借りて深く御礼申しあげたい。

【注】

- 1) 松本豊寿「中世末城下町論」, 地理学評論 38, 1965, 485～500頁。後に同『城下町の歴史地理学的研究』, 吉川弘文館, 1967, に所収。
- 2) 初期城下町は(1)城塞,(2)領主居館,(3)給人団居住域,(4)商工市場民居住域(城下市町),(5)社寺で構成されるとし、城下町構造の分析において(3)と(4)を重視する。
- 3) 小林健太郎「戦国末期土佐国における地方的中心集落—吾川郡弘岡市—」, 人文地理 24, 1972, 164～186頁。
- 4) 小島道裕「戦国期城下町の構造」, 日本史研究 257, 1984, 30～59頁。後に同『戦国・織豊期の都市と地域』, 青史出版, 2005, に所収。

- 5) 一乗谷での城下構造の二元性は推定も含む。
- 6) 千田嘉博「小牧城下町の復元的考察」, ヒストリア123, 1989, 36~52頁。
- 7) 市村高男「中世後期における都市と権力」, 歴史学研究547, 1985, 68~79頁。後に同『戦国期東国の都市と権力』, 思文閣出版, 1994, に所収。
- 8) 小和田哲男『戦国城下町の研究』, 清文堂, 2002。
- 9) 金子拓男・前川要『守護所から戦国城下へ—地方政治都市論の試み—』, 名著出版, 1994。内堀信雄・鈴木正貴・仁木 宏・三宅唯美編『守護所と戦国城下町』, 高志書院, 2006。千田嘉博・矢田俊文編『能登七尾城 加賀金沢城』, 新人物往来社, 2006。
- 10) ①藤田裕嗣「戦国城下町の復原史料としての地籍図」(千田嘉博・矢田俊文編『能登七尾城 加賀金沢城』, 新人物往来社, 2006), 123~136頁。②山村亜希「中世都市の景観復原と地籍図」, 愛知県立大学論文集(日本文化学科編) 54, 2006, 1~24頁。③山村亜希「日本中世都市の空間とその研究視角」, 史林89~1, 2006, 75~108頁。
- 11) 戦国期城下町を構成する論理には, 小島道裕の主従制論, 仁木宏の「公」論, 市村高男の「洞」「国家」論がある。小島道裕『戦国・織豊期の都市と地域』, 青史出版, 2005。仁木 宏「近世社会の成立と城下町」, 日本史研究476, 2002, 51~67頁。同『室町・戦国時代の社会構造と守護所・城下町—第12回東海考古学フォーラム「守護所・戦国城下町を考える」シンポジウム資料集—』, 2004, 5~12頁。市村高男『戦国期東国の都市と権力』, 思文閣出版, 1994。
- 12) 豊田武は「戦国大名の領国にあつては」, 「支城を中心として一種の自給的な経済が営まれていた」とする(同『封建都市—豊田武著作集第四巻—』, 吉川弘文館, 1983, 244頁)。また, 藤木久志は豊田と同様の観点に立ち, 支城城下町を中心とする領域経済圏の構造を分析している(同「大名領国の経済構造」(永原慶二編『日本経済史大系 2 中世』, 東京大学出版会, 1965), 256~262頁。藤木久志『戦国社会史論』, 東京大学出版会, 1974, に所収)。
- 13) 現高岡郡佐川町北部に位置する。
- 14) 佐川町史編纂委員会編『佐川町史上巻』, 佐川町役場, 1982, 268頁。
- 15) ①小林健太郎「戦国末期土佐国における地方的中心集落—高岡郡黒岩新町の事例研究—」, 歴史地理学紀要19, 1977, 33~65頁。後に②小林健太郎『戦国城下町の研究』, 大明堂, 1985に所収。
- 16) 佐川町役場税務課および高知地方法務局伊野支局所蔵。
- 17) 佐川町役場税務課所蔵。
- 18) 筆者は以前同様の手法で, 土佐湾岸の臨海集落を復原した。片岡健・高橋誠一「土佐国香長平野臨海部における天正期の集落形態—高知県南国市浜改田の事例—」, 史泉90, 1999, 1~21頁。
- 19) 甲府市教育委員会編『甲府城下町遺跡Ⅰ—甲府市文化財調査報告15—』, 甲府市教育委員会, 2001, 89頁。
- 20) 七尾市教育委員会編『七尾市内遺跡発掘調査報告書—七尾市埋蔵文化財調査報告第21集—』, 七尾市教育委員会, 1996, 47頁。
- 21) 水野和雄「戦国城下町における「道」の復元—一乗谷を例にして—」, 朝倉氏遺跡資料館紀要1987年度, 1988, 26~32頁。
- 22) 藤田裕嗣「考古学との接点としての地割」, 歴史地理学192, 1999, 65~68頁。
- 23) 柴田孝夫『地割の歴史地理学的研究』, 古今書院, 1975, 150~59頁。
- 24) 前川 要「日本中世集落における短冊形地割の考古学的研究」, 国立歴史民俗博物館研究報告78, 1999, 69~119頁。
- 25) 勝山市教育委員会編『白山平泉寺 南谷坊院跡発掘調査概報Ⅲ—勝山市埋蔵文化財調査報告第10集—』, 勝山市教育委員会, 1993, 46~48頁。
- 26) 前掲14) 297~469頁。
- 27) 地籍図の筆界は所有権の区画であるとして, 必ずしも土地利用の単位ではないとする。前掲23) 109頁。金田章裕『古代景観史の探求—宮都・国府・地割—』, 吉川弘文館, 2002, 226~227頁。

- 28) なお、『長宗我部地検帳』の精度に関して、記載地目の正しさについては、考古学的に確認された事例が多く報告されている。高知県教育委員会編『田村遺跡群—高知空港拡張整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第10分冊一』、高知県教育委員会、1986。同編『埋文こうち第6号』高知県教育委員会、1993。高知県教育委員会・(財)高知県文化財団埋蔵文化財センター編『江ノ古・ハナノシロ城跡—中村・宿毛道路関連遺跡発掘調査報告書I第2分冊一』、高知県教育委員会・(財)高知県文化財団埋蔵文化財センター、1993。佐川町教育委員会編『黒岩城跡 佐川町町営住宅建築計画に伴う試掘確認調査報告書—佐川町埋蔵文化財発掘調査報告書第5集一』、佐川町教育委員会、2006。
- 29) 高知県立図書館編『長宗我部地検帳高岡郡上の二』、高知県立図書館、1963、488～548頁。検討した刊本の『長宗我部地検帳』は原本と照合した。注38) に示した地検帳についても同様である。
- 30) 復原作業では、金田章裕「奈良・平安期の村落形態」『条里と村落の歴史地理学研究』、大明堂、1985、339～396頁、を参考にした。氏は『平安遺文』『大日本古文書』を史料として山城国、大和国で屋敷地を比定する際、屋敷地面積、地割形態、地形条件等に依拠している。
- 31) 聞き取り調査は、2004年12月5、6、7日に15人を対象として実施した。
- 32) 他の2地区も同様の検討を行った。
- 33) 「大道」は『長宗我部地検帳』に記載される当時の幹線道である。
- 34) 「大道ウラ」と注記された屋敷地が比定される①(地番460)の奥行は寺野川に区切られる(図3)。同様に当地区の奥行を寺野川が区切っていたと想定したい。
- 35) 前掲14)、486～493頁。
- 36) 『郷土年譜』四二、高知県立図書館所蔵。
- 37) 野本寛一「禁伐伝承と入らずの森」(上田正昭編『探求「鎮守の森」』、平凡社、2004)、45～82頁。
- 38) 『黒岩地検帳』『庄田村地検帳』『別符山別枝名地検帳』『別符山西森名地検帳』『別符山久喜名野老山名地検帳』『分徳越知村地検帳』『佐川郷地検帳』『賀茂村地検帳』『蒲田村地検帳』『宇佐郷地検帳』『北地村地検帳』『後山小川村地検帳』『片岡本村御地検帳』『片岡地検帳』『太川五名之内池川地検帳』『太川五名之内菜川地検帳』。前掲30) 1～45、238～275、306～428、453～709頁、高知県立図書館編『長宗我部地検帳高岡郡上の一』、高知県立図書館、1963、43～79、534～560頁、同編『長宗我部地検帳吾川郡下』、高知県立図書館、1963、391～440、563～754頁。
- 39) 小林氏は城下市町名請人のうちの一人である目代市助の名請する耕地を検討して、城下市町名請人を「半農半商工段階にあった」と解釈している(注15) ②25頁)。城下市町名請人全員の耕地の検討からすると、城下市町名請人は、商業のみを生業とする者と耕地を名請する者からなっており、より商業を主としていたと考えられる。
- 40) 小野 均『近世城下町の研究』、至文堂、1928。
- 41) 横川末吉「長宗我部地検について」(秋澤繁編『長宗我部氏の研究—戦国大名論集15—』、吉川弘文館、1986)、186～215頁。
- 42) 豊田 武『中世の武士団—豊田武著作集第六卷一』、吉川弘文館、1982。
- 43) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄『中世法制史料集第3巻』、岩波書店、1965、296頁。
- 44) 文禄5年11月15日と記載されるが、同年は10月27日に慶長と改元しているため、制定は改元後である。土佐国では、文禄5年を通じて新元号慶長を用いていない。『長宗我部氏掟書』は文禄5年本と、慶長2年3月24日日本がある(前掲44))。
- 45) 津野倫明「豊臣期における長宗我部氏の領国支配—非有育を中心に—」、北大史学36、1996、1～19頁。
- 46) 藤田は一条谷の発掘調査の成果を地籍図による歴史地理学的な研究手法と付き合わせた(前掲10) ①)。山村は山口の地割形態のパターン分析と文献史料にみられる地名・道路名を併用する検討を行った(前掲10) ②)。

Historico-geographical Reconstruction of a Kokujin-class Castle-town, Kuroiwa,
Tosa Province, in Sengoku Period:
Based on Both Cadastres of *Chôsokabe* and the Meiji Period

KATAOKA Takeshi

I reconstructed the late Sengoku Period castle-town of Kuroiwa in the Takaoka County of modern-day Kôchi Prefecture, Japan, by referring primarily to cadastral records compiled by *Chôsokabe Motochika* in (1590) and Meiji (1868-1912) cadastres. I analyzed the homestead area of retainers by referring to data such as small place names (*Honogi*); notes on the sites registered in *Chôsokabe Cadastral Books* and the land survey register; common names used in the past (based on my fact-finding survey); land plots on a cadastral map C,1889; and a cadastre from around 1889 that corresponds to the Meiji cadastral map, in addition to the spatial data recorded in *Chôsokabe Cadastral Books*. My examination shows that in Kuroiwa, homesteads in the castle market town were lined up densely along the street. Many retainer homesteads also tended to group closely together, influenced by the topography of the region.

Analysis of *Chôsokabe Cadastral Books* and the cadastre from around 1889 revealed the two distinct topographical regions of Kuroiwa Castle-Town and its surrounding areas. An alluvial plain, which had already been developed by the time of land surveying in those days, accorded most accurately with the 1889 cadastre in comparison with all the other areas.

From the viewpoint of cultivated land tenure, I examined the characteristics of the entitled members in the castle market town and the retainers. While the entitled members in the castle market town and the retainers both owned cultivated land, the extent to which agriculture was practiced by these two types of landowners differed markedly. Half of them in the castle market town, for example, did not own cultivated land and engaged only in commerce, while the land-owning half engaged in both commerce and agriculture. In contrast, most retainers owned cultivated land with areas ranging from 1,093 to 7,652m².

Key words: castle town, Sengoku Period, *Chôsokabe Cadastral Books*, the Meiji Period Cadastre, Tosa Province